

品川区庁舎機能検討委員会設置要綱

令和 2 年 2 月 2 0 日 区長決定
要綱第 1 0 号

(設置)

第 1 条 新庁舎の機能（以下「庁舎機能」という。）の検討に関する事項を審議するため、品川区庁舎機能検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第 2 条 委員会は、区長の諮問に応じ、庁舎機能に関する事項を審議し、その結果を答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、原則として委員 30 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 区内関係団体の代表者
- (2) 公募区民
- (3) 学識経験者
- (4) 区議会議員
- (5) その他区長が認める者

2 委員の任期は、区長が委嘱した日から区長の諮問に係る答申の日までとする。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員のうちから区長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務部経理課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 2 1 日から適用する。